

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 29号

日本、広し！

日本は狭いと言われるが、まだまだ出会っていない人々がいる！

今回、「白馬村住民登録拒否裁判」の署名活動をするにあたって、子供がいる親ならすんなり署名してもらえるものと安易に考えていました。

しかし、思うように署名してくれる人がおらず……。

その理由として、「夫婦の問題なのに何故役場を訴えてるの？」「教科書くれないなら父親が買ってあげれば済むでしょ？」「子供が可哀想なのはわかるけど、この人知らないし。」「1度は裁判で負けてるのでしょ！」挙句には「役場の職員なのに自分の職場を訴えるなんておかしいでしょ！？」と、言う全く趣旨が伝わっていない御意見を頂きました。

当事者でないと、行政と裁判所の実態がこれ程までに知られていないとは！と、言っても私も当事者で子供を連れ去られるまでは全く知る由もない事であった。ある意味楽しんでじっくりお話をさせて頂きました。こうして少しずつではあるが、知ってもらえるいい機会になったのではないかと思います。結果的に「平等ではない」「子供は親権者の"物"ではない」と、ご理解頂きおよそ250筆を頂戴しました。民意としてはまだまだ足りませんが、少しだけお手伝い出来たかなと思います。

今後、共同親権にむけて、

法律を変えるには10年、20年掛かるかいや、それ以上掛かるかもしれないが、我が子に、未来の子供達にもこれ以上、哀しい思いはさせたくありません。

これからもkネットの存在や活動を、当事者は勿論のことそうでない方にも知ってもらう為に地道に活動して行きたいと思えます。

「子供と会えない」と悲しい思いをしている人に早く伝えたい。

子供はあなたに会えることを望んで待っていてくれる。

私はkネットの方々の活動を知り、救われた1人ですから。(K)

6月14日の集会で。講師の福田雅章さん



■裁判期日のお知らせ 傍聴をお願いします

9月1日(月) 13:15～ 白馬村 住民子ども手当訴訟控訴審 東京高裁717号法廷

9月16日(火) 13:30～白馬村 住民登録訴訟控訴審 東京高裁717号法廷

9月5日(金) 16:30～

宗像・養父による養育妨害訴訟 東京地裁立川支部408号法廷

kネット 原則交流・共同養育 第Ⅲ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002東京都国立市東3-17-11. B-202

TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424

メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>

郵便振込 00130-5-472679 加入者名:kネット

銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普)ケイネット



● 主張

白馬村事件は、 日本社会の「子どもは親の 所有物」という 子ども観を体現している

木附千晶

(DCI 日本『子どもの権利モニター』編集長)

私は子どもの権利のための国連 NGO・DCI 日本で活動をしています。スイス・ジュネーブにある DCI 本部は 1979 年（国際児童年）に、世界の NGO が子どもの権利条約を制定・審議するために設立されました。現在は世界約 45 カ国に支部があり、各国それぞれの子ども状況に応じた活動を展開しています。

DCI 日本は、子どもの権利を理論化し、世界に発信したり、子どもを犠牲にしてまでも経済発展を遂げようという日本社会のあり方を分析したり、子どもの権利条約に基づく日本政府報告審査の際にカウンターレポートを作成して国連に届けるなど、さまざまな活動を行っています。そんな DCI 日本の中で、最近、さかんに動いているのが「DCI 子どもの権利オンブズマン委員会」（染木辰夫委員長）です。

近年、オンブズマンに寄せられる相談で目立つのは、親権問題、家族問題で、この白馬村事件のように①離婚（別居）を機に片方の親が子どもを連れ去ってしまった、②児童相談所（児相）が、きちんとした検証もしないまま「虐待」を理由に子どもを取り上げ、帰してくれないという相談です。いずれの場合も共通しているのは、子どもにとって不可欠な親子関係が断絶されてしまっているという問題で

す。子どもが、全人的な成長・発達を遂げるためには、子どものニーズに応え、子どもの欲求をありのままに抱えてくれる特定の養育者（多くの場合は親）との継続的な関係が必要です。だからこそ子どもの権利条約は、「子どもの成長・発達には愛情と理解ある家庭環境が必要である」とし、「それに向けて家族（親）に十分な援助を与えるよ」と謳っているのです。

もちろん、子どもに危険が及ぶようなときには、一時的に親子分離も必要でしょう。しかし、「それで終わり」にするのではなく、もう一度、親子関係を構築できるよう援助することが、子どもの権利条約の理念です。

しかし、残念なことに白馬村事件からは、日本の行政が子どもの権利条約をまるで理解せず、子どもが望む親子関係でさえ簡単に断絶するものであることがよく分かります。

子ども（Aくん）は、たくさんの不安や恐怖を抱えながら、決死の思いで親権者である母親の元を飛び出し、大好きな父親のいる白馬村にやってきました。そんな Aくんに対して、行政がまっさきにすべきことは、Aくんと父親が一刻も早く安心できるよう援助することだったはずですが、具体的には、転入手続きを受理し、他の子どもたちと一緒に元気に学校に通えるための条件を整え、あらゆる手当を受けられるよう、迅速に動くことでした。ところが、白馬村の対応は真逆でした。行政サービスを拒否したり、制限しました。白馬村の対応は、明らかに子どもの権利条約に反したものであり、日本社会が持つ「子どもは親の所有物である」という子ども観を体現していると言ってよいでしょう。

こうした子ども観を変え、子どもの成長・発達（幸せ）を中心にすえた親子関係を実現していくためにも、ぜひ次回（2017 年以降）の日本政府報告審査に向けたカウンターレポートに、みなさんの体験をお寄せください。そして、できあがったレポートを手に、ぜひ一緒に報告審査の傍聴に参りましょう！

白馬村村長選挙を振り返って

子どもの福祉の勘違い

7月13日、有権者数約7,000人、有効投票数5,300票程度の、立候補者が3名の長野県白馬村村長選挙で、現職の太田紘熙（おおたひろき）（72）は敗北しました。

その選挙において、太田紘熙の公約には、「子育て福祉施策の充実」が掲げられていました。そこで、その実態を明らかにするため、kネットが中心となり、太田紘熙が、同居する親に親権がないことを理由に実在する子どもの住民登録を拒否し、手当も支給せず、小学校にも入学させなかった実態【白馬村住民登録事件】について訴えました。

別居親を差別し、親権者の意向に反して自らの意思で非親権者と暮らす子どもに行政サービスの停止という罰を加えるという「子育て福祉施策の充実」とは対極をなす太田紘熙の実態は徹底的に糾弾されなければなりません。対話を欠き、当事者の実態を自らの問題に置き換えることのできない人間に福祉を語れないのは当然のこと。60%を超える3,200票の太田紘熙に対する批判票には、「子育て福祉施策の充実」を重んじる世代のものが多かった実感がありました。

【白馬村住民登録事件】は、権力を持った大人が、自分の都合を優先して弱者を虐げたイジメです。白馬村は、行政の立場と権威誇示のために子どもの福祉を犠牲とし、何ら反省を示していません。これは、違法でないにも関わらず、行政が子どもの福祉を重んじた処分をその裁量においてしなかったことが問題なのです。つまり、法律を改正せずとも、市民が自ら行政に働きかけ、その裁量のあり方を正しさえすれば、制度を成り立たせることは可能なのだと思います。市民は、行政の裁量権のあり方を監視する必要があるのではないのでしょうか。（堤 則昭）

「子どもの帰宅権」を実現しよう！

堤さんの裁判を支援するにあたり、支援組織を作ったほうがいいだろうと思い、kネット内部に委員会を作った。6月14日には支援集会を開いた。現実的にはなかなか人が思うように集まらず、もうちょっと人が来てもよかったよなあと堤さんとは話した。個別の問題をもっと普遍的なものとして扱って、みんなで取り組む、ということに慣れていない、この運動の脆弱さはなかなか解消できないし、相変わらずの課題だよねえ、と思った。白馬村は「原告らが精神的苦痛を感じていたとしても、それは原告（堤）則昭がYと離婚した際に親権者とならなかったがゆえに生じた当然の手続的負担であり、被告に対する慰謝料が発生する余地はない」とか、子どもを連れ去られて親権をとられた被害者に、信じられないことを言っているんだから、もうちょっと村に怒ってもいいよ。怒った人の署名が872筆も集まった。ありがとうございました。

ところで、支援の会を作ったとき、親権者のもとから「家出」してきた子どもはワガママ、というなんとなくの風潮にどう対抗するかと思って考えたのが、「家出」じゃなくて「帰宅」だということだ。多くの子どもが、交流ができていても、限られた場所と時間に監視付でそこそ親と会うことを強いられている。同居親の気も使う。こんなので子どもの安心は保障できるわけもない。安心できる人と場所、それを基盤とする人間関係は「ふるさと」と呼んでしかるべきだが、人間、ぐったりしたときそういうところに身を置きたくなるのは当たり前で、それを奪う権利が親にあるだろうか。とか考えて、それを「帰宅権」と呼んでみた。呼んでみたらなかなかいいネーミングで、福田さんが、「"at home" 権」と解釈して、「安全基地・居場所・根源的不安の解放を求める権利」と理論化してくれた。福田さん、ありがとう。同じこと言ってもぼくが言うより箔がつく、とか喜んだ。子どもの権利の中核は「受容的・応答的権利関係性」を作る権利で、「意見表明権」と呼ばれる、欲求表明権だという。要するに子どもの欲求表明にどう応じるかの大人の側の義務なのだろう。面会交流は「子どもの権利」と言われていた親たちよ、「だったら帰宅権を実現させないと」と言い返しても損はないよ。だって、それは子どもの権利なんだから。（宗像 充）

学校へ行こう！

はたして学校現場は別居親を相手にする必要ってあるの？ 対応指針、それって要るの？ (by 政府)

■ほとんどカラッポな政府の認識

・政府は学校現場での別居親が学校と関わるための基準をもっていない。実態を把握していない。
・「監護状況」を定めたものはない。子どもの保護者と名乗る者の状況を把握することが望ましいと考えている
・教育機関には、民法第766条の改正については書面にて周知している。地方公共団体にはリーフレットを配布して周知徹底に努めている。「学校現場の対応の指針」については「はたしてそれが必要かどうか」を含めて検討すべき。
……2014年5月20日、政府から上記のような内容が示された。(上記は意訳文。正式な文章は文末に掲載)

これは、参議院議員、真山勇一氏が国会に提出した「別居親に対する学校現場等の対応に関する質問」への答弁書である。まさに「木で鼻をくくったような」という内容である。「知らない」「思っているだけ」というほとんどカラッポな内容と言われてしまいかねない。

国会へ提出された質問趣意書の作成には、真山議員本人はもちろん、秘書の津山氏もこの質問にあたっては多大な理解と協力をしていただいた。ここでも深く感謝をしたい。

この質問趣意書が出されるようになった経緯は、広く当事者が経験している「離れて暮らしている子どもが通う学校へコンタクトできるか？」という問題に端を発している。学校現場では非親権者を学校から閉め出そうとすることが珍しくない。同様に

・子どもの情報が手に入らない

・たとえ裁判所の決定が“非親権者が学校行事に参加することを可とする”としても学校側がそれを円滑に進めるよう対応しない
・不審者扱いをする。同居親の話しか聞かない
・中立を口にしながらも、実態は異なるなど、当事者が直面する問題は数多くある。
別居親が学校にも配慮して、学校と教育委員会に事前の連絡をとり経緯と事情を説明し、審判結果の写しを持参しても、まともな対応をしてくれない場合もある。審判結果の写しを受け取ることを頑なに拒否しつつ、裏で裁判所に問い合わせをすることもする。これでは、学校側は端からコンタクトしてきた同居親を不審者扱いしているのも同然である。「学校行事に関わることを可とする」という裁判所の書面は受け取らないが、それを確認するために本人に無断で裁判所に問い合わせるとは・・・いったいどういうまっとうな判断がそのような行いにつながるのかは理解しがたいところがある。

たとえ学校側と話す機会が持てたとしても「我々は中立な立場である」といいながら、最後は「同居親が断っているから、学校は対応できない。」と言われてしまう。こうした学校側との話は全て同居親に通報される。しかし、非同居親は何も知らされない。これが学校現場の言う「中立」である。

このような現状から、kネットは学校や幼稚園・保育園の管轄をしている省庁へ直接話を聞くことにした。「現場(学校など)ではどのような方針と根拠をもって対応をしているのか？」という

テーマである。これには、馳浩議員とその秘書の方が大変な理解と協力をしていただいた。

文科省、厚生労働省の方と直接話して聞くことが出来た内容は概ね以下のとおりである [1265筆の署名も提出した。ご協力ありがとうございました]。

- ・決まった指針、通達はない
 - ・現状の対応の根拠は、学校法、児童福祉法、個人情報保護法などである
 - ・根拠となる法律などには、面会交流や別居親の関わりは規定されていない。「親権者」「保護者」という区別では規定がある。
 - ・根拠がないので通達が出せない。逆に法整備による根拠があれば通達できる
 - ・現場個別の対応などに頼るのが現状である
- 我々当事者からしたら「頼りない」を通り越して言葉も出ない状況であると感じる。日本がこうした面からはとてつもない後進国であることを痛感する。

こうした話の中でも、省庁との対話では「良い対応をしたい行政側としては法整備は望ましい」「良い現場の例を共有して他の地域でも活用できるのが望ましい」と建設的な意見も交わされ、ある程度の手応えと希望を見ることができた。

そのような展開の最中、2013年年末に非同居親が子どもを巻き込んだ無理心中の事件が起こった。この事件を知った当事者の多くが「学校現場の警戒心がまた高くなるのでは」と心配した。この事件は別居・離婚に伴う親子の離別、引き離しに関する様々な社会の歪みが起こした側面も否定できないだろう。もし、学校現場に対応の基準があれば。もし、無理心中にいたる絶望を感じる法の不整備がなければ・・・と思わずにはいられない。

日本が抱える社会問題としての喚起、法整備の必要性と同時に現場となり得る学校などの機関の対応正常化に向けて取り組む一環として、今回の国会での質問をするに至った。

結果としては、各省の担当部署との直接対話と比較してほど遠い温度差を感じる残念な部分が多い答弁内容ではあったが、これが最初で最後の機会でもない。むしろ最初の一步である。悲観する

ことなく得られた事実を着実に積み重ねていくこともまた大事と感じている。

■今回の質問・答弁で得たものと課題

得たもの

- ・質問趣意書を提出＝国会レベルでの問題提起を1つ積み上げられた
- ・政府は関心と理解が低すぎるのが分かった。(実際に子どもが巻き込まれ、亡くなっていたとしても)
- ・少なくとも「望ましい」と考えていることが分かった。

課題

「望ましいと考えている」のであれば、その望ましい状態となるよう具体的な方法を提案する機会はある、と考えたい。「現状 (AS IS)」から「あるべき状態 (TO BE)」へのプロセスと考えれば取り組みのヒントは多い。

「改善の必要性を示す信頼あるデータの提示」「問題が引き起こす社会問題」「世論」などを整理して、「学校側が少ない負担で正しい対処ができる」状況を作り出せるよう働きかけることが必要である。これらの整理すべき内容の収集、蓄積、分類などが課題である。

■今後の取り組み

国会のレベルで問題提起、政府の見解を得ることはそれだけで意味のあることである。同時に状況の改善、「実態と問題を知ってもらおう」ことを通じて世間の関心が法改正のみならず学校現場の変化につなげたい。今後も共同親権・共同養育を実現していくための一環として議員へ働きかけいく。

余談ではあるが、質問趣意書の作成にあたり真山議員本人と面談した際、「以前、アメリカの裁判官が来て講演された時にいた方ですよ？」と私を覚えていてくれたことに驚き、そして嬉しかった。また Facebook ですすでに友達登録されていることもすぐに思い出して頂き「いや～、友達、友達」と握手を交わしたことも楽しかった。何においても「フレンドリー」「相手に理解を示す」というのは、人との関わりにおいて大切な要素であることを再認識した。(蓮見岳夫)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/186/meisai/m186098.htm> にて閲覧可能

対面することは、出来ませんでした。以上、私の体験談です。

現在の当事者の方は、法律も変わり、離れて暮らす親との面会が、こどもにとって良いことであると、世の中の風潮が変わりつつあります。離婚しても、親と子が、いつまでも親子であり続けられる日本になって欲しいと願ってやみません。親の離婚で心が折れそうなこども達、その痛みが最小限になるよう、離れて暮らす親も努力しています。学校関係者も理解を深めて頂き、その機会を与えてくださるようお願いいたします。(関きよみ)



離れて暮らす親として 学校行事に参加してわかったこと

私は連れ去り別居から調停や審判を経て3年半ほどかかった末に、元妻が監護権を、私が親権を持つ形で離婚しました。子どもは小学校3年生の男の子。毎年2回以上ある授業参観には欠かさず参加しています。一度、子どもが1年生のときにこんな体験をしました。授業参観の休み時間に、担任の先生に「私が〇〇〇の父親です」と挨拶したところ、先生は離婚して離れて暮らしている父親という認識がありつつも、普通の対応をしてくれました。

ところが、ちょうど先生の周りにいた同級生の女の子たちが、「〇〇〇君って、お父さんがいたんだ!」「おばあちゃんとお母さんと3人暮らしじゃなかったの?」とびっくりするように言いながら集まってきました。そこで私が、「東京で離れて暮らしてるんだけど、〇〇〇のパパだよ」と自己紹介すると、子どもたちは「??」と目が点になって意味がわからない感じでした。さらには、担任の先生は、「ね、いろいろ事情があるんだよ。詮索しないであげてね」と、まるで「あってはならないもの」かのように子どもたちに説明しはじめたのです。

この時わかったことは、離婚して離れて暮らす親が授業参観に来る、などということは、今の日本ではまだまだ極めて異例なことであり、家族とは一緒に暮らす人間のことを言うという認識が当然であり、そして小学生の先生(年配の方でした)にとっては、未だ離婚は子どもたちには隠さなければならぬ悪事でしかない、ということでした。

日本の小学校において、夫婦が別れようが離れて暮らそうが、父と母が子どもを愛すること、養育することが何ら恥じることはないあたり前のこととする世の中にしていかなければいけないと、あらためて感じました。

(安田孝則)

教職員から見た離婚家庭の子どもと親の関係

「学校が同居親の意に沿い、組織としても個人としても硬直化してしまう理由」を経験知を基に学校側の視点で述べます。「子育ての味方」にする方策を練るための参考にさせていただけたらと思います。

理由の一つは、「子どもが安心、安全に過ごせるよう同居親との信頼関係を守るため」ということです。学校は、子どもの言動に不安定さが見られる場合、様々な情報を総動員し子どもの丸ごとの理解に努めます。背景に、離婚や別居があること、同居親自身が苦しく不安定であることが近年増え続けています。親が担任に安心感をもち心を開くと、子どもも心のガードを下げ、表情を和らげ、伸び伸び過ごせます。逆に、片親疎外にも似ていますが、同居親が激昂し(不安定だからしやすい)担任の悪口を言うと、子どもも心を閉ざし、攻撃的になり、不安定化します。子どもの安心でのびのびとした学校生活のために同居親との信頼関係が故に重要なのです。

理由の二つ目は、「教職員は私たち別居親ほどの情報(理不尽な社会状況、会うことの大切さ)を知らないから」ということです。会いに来た初対面の人が本当に親か、会わせても安全かを確認する手立ても学校は持っていません。知らないことで校長たちのガードは上がりません。そこにいきなり攻撃的、威圧的に権利や法律論をまくし立てたりすると、さらに身構え、型通りの話しかしなくなります。逆に、調和し共感を得られると、差し障りのない情報が出たり、人間関係が作れたりし次に繋がります。人によるというのが実感です。

誰が校長でも「親子が会える場を作る、情報を提供する」ようになるには、各自治体が明石市に続き「離婚後も会うのが当たり前」という市民の意識を高めたり、相談機関を充実させたり、教職員研修したりすることが不可欠と、現場にいて思います。

(宮原朋瑚・kネット九州)



■共同養育と労働法■

第6回

東京司

デイケアと共同養育

今回はデイケアをテーマに、労働法の観点から、両性の本質的平等に則した共同養育の可能性を探ってみたいと思います。

デイケアというと、日本では高齢者の介護の事がまず思い浮かぶと思いますが、今回テーマとしているのは、その高齢者・老親介護の部分も含まれますが、乳児・幼児の日中保育サービスのことを主要テーマとします。EU諸国、とりわけ北欧諸国ではデイケアサービスの制度が、日本と比較して充実しているのが特徴的ですが、財源をどう確保しているかということもありますので、その部分だけを取り上げてモデルとするのは慎みたいところです。私は、専業主婦（主夫）という家庭の在り方については、その多様性を阻害しない限りにおいては、個人の尊厳において尊重したいと思います。例えばこれは北欧においても尊重されていて、フィンランドにおいては保育所の監督下に自分の子を含めて4人までの子どもを自宅で保育できる「家庭保育制度」というものがありますし、ノルウェーにおいては、デイケアセンターに預けずに在宅で保育を行った場合に補助金が日本円換算で年間最大80万円程度が支給される育児支援制度があり、この補助金はデイケアを使用した場合でも若干支給されます。※1 公的なデイケアセンターが無償もしくは低料金で利用できるためには、そのための社会的なシステムが整ってはいじめてできることです。

日本でも、育児休業制度、短時間勤務制度、パパママ育休プラス制度、ファミリー・サポート・センター事業など多くの施策を打ち出していて、最近でも雇用保険法が改正され育児休業手当金の給付率が出産日から6か月間に限り50%か

ら67%に引き上げたり、一部の事業所では産前6週・産後8週期間の健康保健、厚生年金保険料の免除を実施したりしています。しかし、ことデイケアに至っては、せめて待機児童の解消といきたいところですが、都市部の人口集中や通勤時間要件などから簡単には解決できていません。実際、保護者が国に拡充してほしい公的支援は児童手当の増額に次いでいずれかの保育サービスの拡充が望まれています。※2 もっともこの調査報告書では、「妻の労働時間数の変化に伴う夫の家事時間数（時間／日）の変化」というバイアスのある設問があり、問題の根幹にある物理的労働時間規制の問題にまで踏み込んでいないのは、残念なところです。

日本では長い間、女性労働者の結婚退職を前提とした賃金体系及び「高度の判断力を必要としない補助的業務」という差別観を前提とした女性の働き方があり、その後均等法導入後も同一価値労働同一賃金が「男女平等賃金」に曲解されて、いまだ両性の本質的平等の課題が解決できていないのです。単に時間の長短でなく質的にも実のある共同養育、親子時間を確保するには、選択的なデイケアサービスの充実されてはじめてできるものと思います。なぜならば、逆説になりますが、デイケアサービスを受けられるということは、それ以外の時間は、親子が向き合う時間であるということ意識せざるを得ないからです。

※1 86. 北欧諸国の教育・福祉制度（2008.2.14）Hirobay

※2 JILPT 調査シリーズ No.115 子育て世帯の追跡調査（第1回：2013年）

—2011・2012年調査との比較— 労働政策研究・研修機構（JILPT）



ワンポイント 英文和訳

●第7回

「子どもを連れ去り、もう一人の親を疎外する親」
(The parental Alienator who Abducts Children)、
Ludwig Lowenstein、2011年

この論文の著者は、英国内の心理学的カウンセリング施設を創設した代表者です。また、ロンドン大学の非常勤講師を務めています。英国では現在は、親による子の連れ去りは禁止されています。また米国でも1968年の連邦法「子どもの親権の取り扱いを統一する法律UCCJA」以後は、全米における連れ去りは禁止されています。この論文は、連れ去りに関して、英米の文献を集めて解説を行ったものです。この論文を読むと、連れ去りを行う人の特徴が分かります。

・連れ去りは、親権争いや、面会交流の争いの結果として起きる。

・連れ去りを行う主な動機は、裁判所に関係する者とのやりとりが不満足であること、相手に対する復讐、子どもの安全が心配であることなどである。

・連れ去りが起きた家庭は、社会的、経済的に見て、恵まれない家庭である割合が多い。結婚している比率がより小さく、収入がより少なく、教育を受けた年限がより短い。

・最近の米国では、連れ去るのは、男性の方が多い。1999年には、連れ去りのうち、53パーセントのケースでは、1週間以内に連れ戻されている。国境を越える連れ去りでは、その3分の2は女性によるものであり、DV被害を主張することが多い。

・連れ去る者は、考え方が固定的であり、対人的な技術がより拙劣である。子どもを重視せず、自分を重視する。

・連れ去る親は、連れ去りの違法性について、正当化を行っている。

・連れ去る親は、共感能力により欠ける。また、より防衛的である。

・連れ去る親は、自分の行為全般について、自責の念を持たず、他者を責める傾向がある。発生したトラブルの全ては、もう一人の親のせいだとして、子どもを引き離す。

・子どもは、連れ去られた期間が6ヶ月を超えると、精神的外傷があることを強く示すようになり、社会的な不適応を示すようになる。親による子どもの連れ去りは、大抵の場合には、特に小さい子どもに対して、非常に有害である。

・年長の子どもは、両方の親に憤慨する。相手を攻撃する親を軽蔑する。取り残された親については、より早期に彼らを救わなかったとして憤慨する。

・連れ去られた子どもに対して、ウソや誇張などの病的な手段が用いられる。そうした病的な働きかけが強く長く行われるほど、プログラミングが強固に行われて、対応が困難になる。子どもは、とり残された親を完全に拒絶するようになって手紙やプレゼントやその他のコミュニケーション手段を拒絶するようになる場合がある。

・治療の目標は、プログラミングを消去することであり、とり残された親との間に、元のようなポジティブな感情を取り戻すことである。

・子どもは、回復力（可塑性）が強いことが多いので、受けた精神的外傷とうまく折り合って、とり残された親と再会し、失われた関係を再構築することが可能である場合が多い。

(堀尾英範)

親子であることの苦悩

引き離しにあって、深く傷付き苦悩されている方も少なくありません。その方の苦悩が怒りや憎しみに転嫁していくのもよくわかります。その気持ちを受けとめ、ネガティブな感情は昇華し、苦悩から解放される事を願う私です。

法的な闘争がまったく無意味とは言いませんが、現在の異常と言ってもいいほどの民法やDV法の後進性があるって、親子の人権はほとんど保証されていません。まさに取ったもん勝ちの無法遅滞。多くの親は子どもと引き離されることで傷付き、引き離した相手やその支援者に不信感や憎しみを覚えるのも当然の事だと思います。けれど、引き離す側にもそれなりの状況なり意図はあって、もともとは悪意で行っている訳ではない、ということも、両者のお話を聴かせていただく私にはよくわかります。

問題がこじれる前であれば、私もそれぞれの問題点を整理し、傷付きを深めないような修復的（離婚も含め）な支援をして行く事で、引き離しや生活破綻を防ぐ事もある程度は可能です。けれど、女性相談、弁護士、法的対決と、進んで、相互理解もできないまま、ドロドロの闘いを経て離婚した場合の、相互の不信感や傷付きは並大抵ではなくて、容易に親子引き離しが起こったり、離婚後の生活の困難が起きます。こんな方の支援をするのはとても難しい。憎しみや悲しみを越えて、あう事の叶わない我が子に対する愛情を保ち続ける事、いつか会えた日に、生きる事の喜びや感謝を子どもに伝えられる親になり得ている事、それすら叶わず子どもに一切あう事もできない人生になったとしても、子どもの幸せを願い、自身の受けた不条理の源である法律や制度の問題に対して、前向きな働き掛けをすることで、自身の体験を社会的に意味付けていく事・・・そんな親であってほしいと願っている私ですが・・・引き離しの体験を知らないからそんな事が言えるのだ、と言われれば、その通りと言うしかない、私でもあります。



「親子の日」に出来ること

“生まれて初めて出会う、「親」と「子」の関係を見つめ、家族、地域、社会、そして自然をも含むすべての「環境」に敬意を払い、平和を願う”という思いを込めて、「親子の日」のオリジネーターであり写真家のブルース・オズボーンは7月の第4日曜日を「親子の日」にしませんかという呼びかけをはじめました。2003年が、第一回目でしたので、今年で12回目の「親子の日」を終えることとなります。この日、ブルースは、100組の親子をスタジオに招待して「親子」撮影を一日中続け、写真をプレゼントするというイベントを続けています。

第一回目の「親子の日」は、友人や子どものお友達に助けられてテンテコマイの日でしたが、今では、たくさんの企業やメディアの協力と、相変わらず7月の第4日曜日の「親子の日」に手伝いに駆けつけてくれる友人たちに助けられるイベントとして、恒例となっています。

写真家として、また写真家のパートナーとして、自分たちに出来るソーシャルアクションの形として「親子の日」をスターとしてから、5000組の親子にで会って、「親子」の多様性を実感。私たちにとって「親子」というテーマは、さらに奥深い、ゴールの無いテーマです。

「親子の日」10周年をむかえた年の記念プロジェクトとして製作を始めた映画「OYAKO」も今年完成いたしました。ブルースと私が出会って来た「親子」からのメッセージ、多くの命を失った東北震災後に出会った「親子」の姿、「親子」をテーマに書き下ろしたドラマ。3つのパーツから成り立っている映画の中に、それぞれの思いを感じ取っていただけたら幸いです。機会があったら見てください。そして、共感いただける方は、自主上映を企画するなど、少しでもたくさんの人たちと「親子」について考える機会を作ってください。詳細や上映のスケジュールなどは「親子の日」のホームページにも載っています。

これからも、みなさまと一緒に出来る事の可能性を捜しながら、協力しあえる関係が出来る事を願っています。(井上佳子・「親子の日」普及推進委員会代表・映画「OYAKO」総合プロデューサー)

ワレンファレル『男性権力の神話』を翻訳して

学生時代、男性差別、男性へのジェンダー差別に関心を持ち扱っていた自分としては、共同親権や面会交流権というのは、男性への性差別の一つとして、認識していました。これはアメリカでも西欧でも同様だからです。日本も当然、育児＝女性の仕事、稼ぐ行為＝

男性の仕事というジェンダー意識が強固に残っている以上、当然離婚後、養育権についても男性差別(父親差別)はあるだろうと認識していました。ただ、具体的に、ここまで一方的に面会交流権が存在しない状態であるというのは、当事者の方の体験や実情で知りました。無論驚きました。

2008年の時点で親子ネットが代々の的にスタートしたとき、いよいよ日本でもジェンダー変換の流れの中で男性差別の解消の動きがでてきたと感じました。まあ、その後の日弁連や上野千鶴子などのフェミニスト側の動きにはある程度は抵抗するのだろうか、と思っていましたが、想像を超えてジェンダー平等や子供の人権理論に反対する態度を見て日本のフェミニズムや法曹界のジェンダー意識のレベルの低さに愕然としましたが。

で、私は当時関西の大学に通っていたので、(社会学部で社会心理を専攻していました)親子ネット関西の講演会にまず参加しました。今は大部慣れましたが、やはり最初は当事者の話はショックが大きかったし、心が痛かったです。実の親が離婚後、自分の子どもに離婚後一度も会えてないなどというのは、先進国では児童虐待以外通常ありえないはずだが、それが日本で普通に起こっている状態に本当に男女不平等と子供の人権が親に尊属するという考えに理不尽さを感じました。

男性権力の神話は、大学時代に男性差別解消運動、いわゆるマスキュリズムに関心があった延長上、名称は知ってはいましたが、具体的に訳そうと思ったのはその社会的意義や中身を知ってからです。この本は、アメリカの男性学(男性学にも派閥はたくさんありその内のフェミニズムと並立する男性の権利と差別解消思想を指すマスキュリズム)で社会におけるジェンダーの中にある男性差別に注目して焦点を当てています。女性差別をフェミニストが批判し解消するのに並行して男性差別(兵役、危険な職業への占有率、ホームレスの多さ、自殺率、男性は未だフルタイムで働かざるをえず、育児休暇を得たりそれに即した働き方もできないこと)をなくしていかなくは男女平等は絶対に実現できないという考え方です。

「男性権力の神話」は男性へのジェンダー差別を批判し指摘したアメリカの教科書のような本です。会員の方にも関係ない話ではありません。裁判でああなたが「男」「父親」であるから親権をわたさないという性別を理由に不利な差別を受けたことがある男性は読んでみてください。性差別というのは何も女性だけがされるものではないのです。会えない多くのお父さんたちは身に染みて感じているでしょう。だからこそカルフォルニア州などでは親権判定でジェンダー差別を禁じることを法律に導入させたのです。(久米泰介)

取組

★国立交流会

日時・9月6日(土) 13時半～15時半、場所・国立公民館小集会室、問い合わせ・kネット

★kネット運営会議

日時・9月6日(土) 16時～、場所・国立公民館和室、問い合わせ・kネット

★宮崎交流会

日時・9月6日、10月4日(毎月第1土曜日) 18時～20時、場所・宮崎市民活動センター(宮崎市橋通西1の1の1) 宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・09855・47・6797(小原)、メール

knetniyazaki@yahoo.co.jp、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★親子しつぽ熊本お茶会

日時・9月6日、10月4日(毎月第1土曜日) 14時～16時、場所・益城町情報交流会館ミナトラス(町サポの和室にて)、問

い合わせ090・3986・8870(田中)、メール

tanachu2011@hotmail.co.jp

*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・9月13日、10月11日(毎月第2土曜日) 18時～21時、場所・サンエールかごしま(鹿児島市荒田1の4の1)、問い合わせ・070・5270・3251(溝口)、メール

kagoshimaoyako@willcom.com

*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★別府交流会

9月20日、10月18日(毎月第3土曜日) 18時～21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、メール

itumo.itumademo.

oyako@gmail.com、*日程の変更がありえますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・9月23日、10月28日(毎月第4火曜日)、19時～21時(入退出自由)、場所・東銀座3

13ビルセミナールーム、参加費・500円(運営費含む)、問い合わせ・090・4964・1080(植野)

★日本家族再生センターのグループワーク(女性ワーク、男性ワーク)

日時・9月13日(土)、ミニゼミ9時～10時、女性ワーク10時～12時、男性ワーク13時～15時、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・男女ワークとも2000円、問い合わせ・075・5833・6809(日本家族再生センター)、メール jafarec2003@nifty.com

★「家庭裁判所が共同養育を受け入れないわけ」

日時・10月5日(日) 場所・13時15分開場、13時30分開始～16時30分、場所 東京ウイメンズプラザ第二会議室(東京都渋谷区神宮前5・53・67)、講演・杉原里美「共同親権」記者から見た可能性、瀬木比呂志「家庭裁判所の闇」、参加費・1000円、主催・kネット

【kネット国立事務所】

〒186-0002東京都国立市東3-17-11B-202

(郵便はこちらをお願いします)

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19東銀座313ビル8階、最寄り駅地下鉄東銀座駅徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りを入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130-5-472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170(萱ケイネット*口座名が略称になりました。

【編集後記】

半年間の養育妨害に対して、子どもたちを養子にして自分で親権者になった養父の行為の不法性を問う裁判。移送で千葉にいったん行ったが、高裁で勝って立川で半年たつてやっと開始。この状況で法廷で子どもに証言させるなんて、どう考えても虐待だろうと言ったら、移送は勝った。親つて何なの。本番はじまるよ。来て。(宗像)

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビー活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努め、会報を年4回程度発行しています。

会員・賛同者を募っています。

■年会費(会員は別居親とその家族)年3000円

■賛同金(その他賛同者)

年3000円。

【入会・賛同方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前、ご連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にて、寄付を募っています。

メールinfo@kyodosinken.com